

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成19年12月13日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」こととされている。

また、平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日食品安全委員会決定）第2の1②において、企画専門調査会が、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議等を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて
- 2 平成20年度食品安全委員会運営計画について

(参考)

食品安全委員会専門調査会運営規程（抜粋）

（平成１５年７月９日食品安全委員会決定）

（専門調査会の所掌）

第３条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

２～４ （略）

平成１９年度食品安全委員会運営計画（抜粋）

（平成１９年３月２９日食品安全委員会決定）

第２ 委員会の運営全般

１ 会議の開催

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成１８年度食品安全委員会運営計画（平成１８年３月３０日委員会決定）のフォローアップ、平成１８年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成１９年５～６月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年８～９月ごろ）
- ・ 平成１９年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年１０～１１月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成２０年度食品安全委員会運営計画の審議（平成２０年１～２月ごろ）